

ID: 455

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成14年条例第27号		
【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第12条 この条例の規定は、市長が、公益上必要な建築物で、その敷地、構造、用途等の特殊性により支障がないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。 2 前条第4項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日